

情報ひろば



応急軽度家事援助事業

対 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など **容** 炊事、洗濯、掃除など簡易な日常生活の援助 **料** 80円／30分（1カ月11時間以内）

問 市役所駅南庁舎高齢社会課

TEL (0857) 20-3453

各総合支所市民福祉課 **TEL** 14ページ

生活管理指導短期宿泊サービス

対 生活機能の低下が認められ、要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者（認定者は除く）で、家事などの基本的な生活習慣が十分でない人 **※** 家族介護者の心身のリフレッシュのための利用も可能です。 **容** 養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導、体調の調整を図るサービス **利用** 日数：年21日まで **所** 養護老人ホーム鳥取市なごみ苑（的場二丁目1） **料** ▽基本料：7080円／日（1泊2日は2日間として計算）

▽食料：朝食380円、昼・夕食500円

問 市役所駅南庁舎高齢社会課

TEL (0857) 20-3453

各総合支所市民福祉課 **TEL** 14ページ

虐待高齢者保護サービス

対 生命に危機が認められる虐待の被害を受けており、ほかに頼るべき親族などがいないと認められる高齢者など **容** 虐待の被害を受け、加害者から離れた方がよい高齢者を、施設で一時的に保護

料 ▽基本料：3カ月間は無料、それ以降は7080円／日 ▽食事料：3カ月間は朝食190円、昼・夕食250円、それ以降は朝食380円、昼・夕食500円

問 市役所駅南庁舎高齢社会課

TEL (0857) 20-3453

各総合支所市民福祉課 **TEL** 14ページ

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

対 家族介護者または介護に関心のある人 **容** 調理実習「クリスマスツリーパン作り」 **時** 12月16日（水）10:00～13:00 **所** 福祉文化会館5階調理室 **料** 2000円 **員** 20人 **※** 先着順 **募** 12月14日

（月）までに問い合わせ先まで

問 スマイル・スマイル事務局（市役所駅南庁舎鳥取中央包括支援センター内）

TEL (0857) 20-3457



家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または住宅から事務所・店舗・倉庫に変わったなど家屋の用途を変更した場合、住宅用地に対する税負担軽減の特例が適用または解除になる場合がありますので、早急に左記へ届け出てください。なお、法務局に滅失・表示変更登記をした場合は、届け出の必要はありません。

問 市役所駅南庁舎固定資産税課

TEL (0857) 20-3424

除雪に関するお願い

【市道の除雪について】

本市では、バス路線を中心に市道の除雪を行っています。生活道

路など自宅周辺の雪かきについては、市民のみなさんのご協力をお願いいたします。なお、除雪車が家の前や歩道に除雪した雪を積み上げてしまつてありますが、ご理解をお願いします。また、路上駐車は除雪作業に支障をきたしますので、おやめください。

【凍結防止剤について】

凍結しやすい橋や坂道付近に「凍結防止剤」を置いてあります。路面が凍結したときなどにはご自由にお使いください。

【木の剪定について】

昨年度は市道沿いの木や竹が折れたり、雪の重さで垂れ下がったりして道をふさいでしまい、通行できないことがありました。所有者は木の剪定や伐採をお願いします。

問 市役所本庁舎道路路管理課

TEL (0857) 20-3261

各総合支所産業建設課

年末の交通安全県民運動

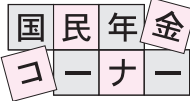
事故ゼロへ

心をつなぐ 手をつなぐ

時 12月14日（月）～23日（水）

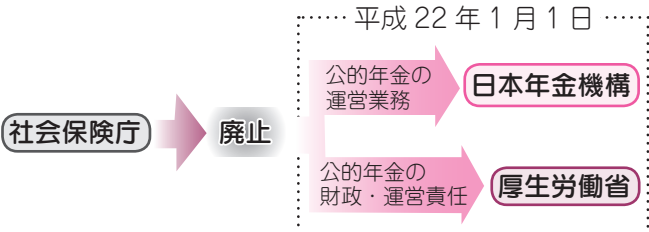
容 運動の重点▽飲酒運転の根絶▽ハンドルキーパー運動（飲食店などで飲酒しない運転役の「ハン

にっぽんねんきんきこう
**「日本年金機構」が来年
 1月1日からスタート!**



社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきますが、国民のみなさまに何らかの手続きをしていただくことは一切ございません。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857) 27-8311

**入院したときの
 医療費負担額が軽減**



70歳未満の人が入院したときに自己負担分が高額になった場合、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関窓口にて提示することで支払いが限度額までとなります。自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保の窓口にて認定証の交付申請をしてください。※保険料を滞納している人や所得を申告していない人がいる世帯は交付できない場合があります。

●高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の人		
上位所得者	15万円 (8万3400円) +	医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1割を加算
一般	8万100円 (4万4400円) +	医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1割を加算
住民税非課税世帯	3万5400円 (2万4600円)	

※上位所得者とは、国保料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯にあたります。

※()は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857) 20-3482 / 各総合支所市民福祉課

凡例

- 対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
 所=場所 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など
 料=料金 受=受付 条=条件 持=持参するもの
 問=問い合わせ先

工業統計調査にご協力を

- 問 市役所本庁舎協働推進課
 (0857) 20-3182
- 対 12月31日現在で製造業を営む事業所に工業統計調査を実施
 ※12月中旬から調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。
 問 市役所本庁舎総務課

**共同住宅施設などの
 地デジ化助成制度**

- 容 共同住宅(アパート・マンション)内の共同受信施設などの地上デジタル化に対する助成
 対 施設の地上デジタル化対応において、経費負担が過重となる場合(1世帯あたり3万5千円以上)
 ※助成を受けるには、改修工事の実施前に申請する必要があります。
 受 平成22年1月15日(金)までに、各地域の総務省、またはテレビ受信者支援センター(デジサポ)まで ※詳しくは、デジサポ(0857) 20-3156

**農業委員会委員選挙人名簿の
 掲載申請**

- 案 本市に住所があり、平成22年4月1日以前に生まれた人で、次のどちらかに該当していること①10アール以上の農地を所有・借り
 問 市役所駅南庁舎情報政策課
 (0857) 20-3872
- ポホームページ <http://digiinfo.tottori-city.jp>
 をご覧ください。▽デジサポ助成金相談窓口 ☎(0570) 093-724 (平日9:00~18:00)▽P電話など、ナビダイヤルがつながらない場合 ☎(03) 5623-3121

- 受けし、耕作の業務を営む人②①の人と同居する親族または配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達すると認められる人
 受 平成22年1月10日(日)までに、12月上旬に郵送される申請書を同封の返信封筒で返送
 ※申請書が届かない場合は、各総合支所産業建設課、JA各支店、農業委員会に設置している申請書をご利用ください。この名簿に掲載されなければ、農業委員の選挙をすることができません。
 問 市役所第2庁舎農業委員会事務局
 (0857) 20-3393